

自動車検査証の有効期間の延長に該当する車両の申請について (令和2年7月豪雨)

1. 自動車検査証有効期間の伸長について

○令和2年7月豪雨による被害に伴い、自動車検査証の有効期間の伸長が、以下の通り発表されております。

(自動車検査証の延長について(自動車局整備課発表資料抜粋))

○対象車両

【熊本県・鹿児島県】

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、
自動車検査証の有効期間の満了する日が7月4日から8月3日までの自動車すべて

【福岡県・大分県】

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、
自動車検査証の有効期間の満了する日が7月6日から8月3日までの自動車すべて

【長野県・岐阜県】

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、
自動車検査証の有効期間の満了する日が7月8日から8月3日までの自動車すべて

【対象地域】

- * 熊本県(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)
- * 鹿児島県(阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市)
- * 福岡県(大牟田市、八女市、みやま市、久留米市)
- * 長野県(松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町)
- * 岐阜県(高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市)
- * 大分県(日田市、由布市、九重町、玖珠町)

1. 自動車検査証有効期間の伸長について

○令和2年7月豪雨による被害に伴い、自動車検査証の有効期間の伸長が、以下の通り発表されております。

(自動車検査証の延長について(自動車局整備課発表資料抜粋))

○措置内容

自動車検査証の有効期間を8月4日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

(記者発表URL)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000247.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000248.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000250.html

2. 有効期間が延長された車両での特車申請

○特殊車両通行許可申請において、発表内容に該当する車両を申請する必要がある場合には、自動車検査証を添付し申請した上で、申請先事務所までご連絡頂きますようお願いいたします。

<申請手順(オンライン申請)>

1. 申請データは、通常どおり作成してください

ー有効期間を過ぎると、「車検証情報との照合」において、「車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります」と表示されますが、そのまま作成してください

2. 申請書提出時に、車検証を添付してください

ー該当車両(有効期間が(熊本県・鹿児島県)7/4~8/3、(福岡県・大分県)7/6~8/3、(長野県・岐阜県)7/8~8/3の車両)の車検証のみ添付してください

3. 申請書提出後、申請窓口に電話連絡してください

ー車検証延長申請の連絡であることと、申請者名、到達番号を伝えてください

2. 有効期間が延長された車両での特車申請

<申請データ作成時のエラー画面>

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：重セミ

認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
● 1	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸	1000

車両内訳書入力
車両諸元説明書入力
軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み
橋梁照査結果の表示
車検証情報との照合

登録
前画面へ戻る

車検証情報照合結果表示

型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。
 チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。

軸種	軸数: 5 軸、トラクタ前 1 軸、トレーラ後 3 軸
照合結果	車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。

恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。

車両諸元入力内容				車検証登録内容		
牽引区分	型式	項目名	入力内容	車両番号	項目名	登録内容

車検証情報との照合不可車両
(車両番号)

特車	100 か 1111
特車	100 か 1112
特車	100 か 1113

閉じる

車検証の有効期間を過ぎている場合、
 このメッセージが表示されます
 (有効期間延長に該当する場合は、そ
 のまま申請してください)